

平成26年度地球温暖化防止活動推進員活動支援事業普及啓発活動費について

- 交付要項の前年度からの変更点は、次のとおりです。
 - ① 「補助金」を「普及啓発活動費」に名称を変更しました。
 - ② 普及啓発活動費交付申請書に添付する事業計画書の様式に「実施目的」及び「事業の効果」の欄を追加しました。
 - ③ 新たに「普及啓発活動費の交付の決定の取消等」に関する規定（第11条）を設けました
- 助成制度の概要は下記のとおりですので、ご確認のうえご活用をお願いいたします。

記

1 地球温暖化防止活動推進員活動支援事業とは（第1条関係）

県民の地球温暖化防止に向けた行動を啓発するため、予算の範囲内において、茨城県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）が地域で行う普及啓発活動に対して普及啓発活動費を交付するものです（茨城県委託事業）。

2 普及啓発活動費交付対象となる活動（第2条第1項関係）

交付対象となる活動は、次のいずれかに該当する活動です。

- (1) 推進員がみずから主催する温暖化防止に関するフォーラム、講演会及び学習会等（以下、「フォーラム等」という。）の開催その他温暖化防止の普及啓発に係ると認められる活動（※2名以上の推進員が連携して同一日程・同一場所で行う活動に限る。）
- (2) 茨城県、市町村、環境保全団体等が主催する温暖化防止に係るフォーラム等へ参加して行う活動（※推進員1名のみが参加して行う活動も含む。）

3 普及啓発活動費交付対象となる経費（第2条第2項関係）

- ・ フォーラム等の講師謝金（※外部講師に限ります。推進員みずから講師となる場合は交付対象になりません。）
 - ・ フォーラム等の会場使用料、機器使用料
 - ・ フォーラム等で使用する資材・消耗品等の購入費
 - ・ フォーラム等で使用するチラシ作成費・資料等コピー代
 - ・ 案内状・資料等発送のための郵送料や宅配料
 - ・ その他、知事が必要と認めたもの（※申請前に当センターに相談してください。）
- ※ 飲食代は交付対象になりませんので注意してください。

4 普及啓発活動費交付申請の回数（第3条関係）

交付申請は、上記2の(1)及び(2)の活動について、それぞれ1回のみ行うことができます。

なお、グループ構成届出書を提出した場合は、上記2の(1)及び(2)の区分を問わず、グループに属する推進員の人数に相当する回数が限度となります。

※ グループ構成届出書の提出期限は平成26年6月末日です。

5 普及啓発活動費交付額（第4条関係）

申請1件当たりの交付額は、3万円を限度とします。

なお、グループ構成の届け出を行った場合の交付額は、そのグループに対する平成26年度の交付総額がグループに属する推進員の人数に3万円を乗じた金額が限度となります。

6 申請の方法等（第3条、第5条、第8条関係）

普及啓発活動費の交付を希望するときは、フォーラム等の実施予定日の20日前までに、当センターに申請書を提出してください。

当センターは、事業の目的、効果等の申請内容を審査し、交付相当と認めるときは、交付決定の通知をします。

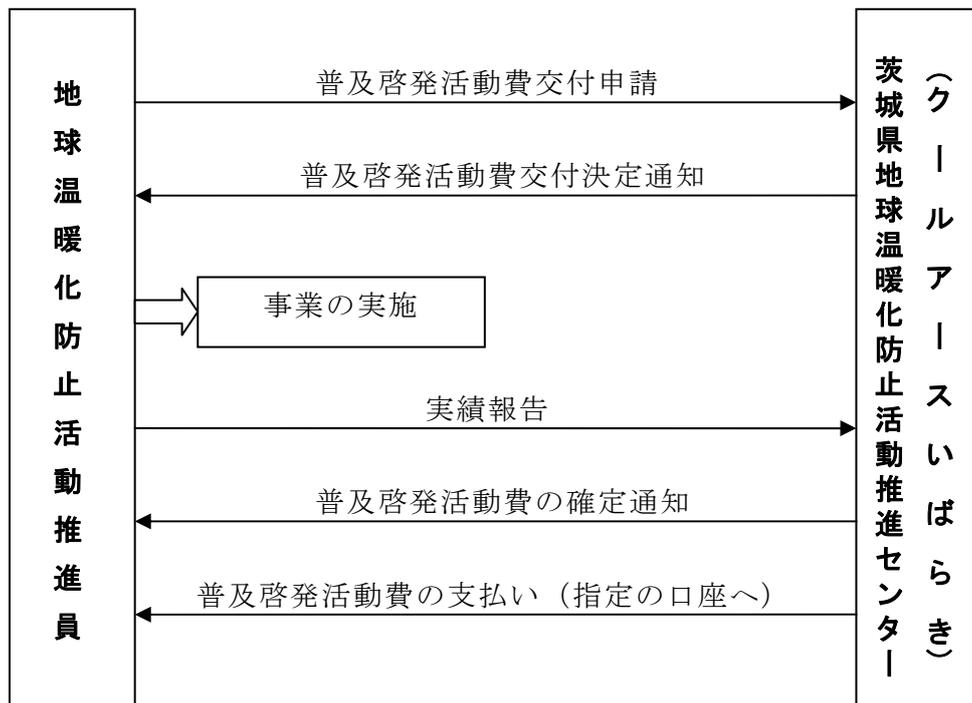
このような手続きをしないで行った活動は、交付対象となりませんので注意してください。

また、事業が完了したときは、30日以内に、実績報告書を当センターに提出してください。

7 その他（第9条、第10条関係等）

- ・ 普及啓発活動費の交付を受けて活動を行う場合は、「地球温暖化防止活動推進員」の活動であることを明示してください。
- ・ 普及啓発活動費の支払は、事業が全て完了し当センターに実績報告を行い、普及啓発活動費の確定通知の後に、あらかじめ推進員が指定した金融機関の口座に振り込みます（精算払）。
- ・ 詳しくは、別添要項を参照してください。

<事業の流れ>



<問合せ先>

茨城県地球温暖化防止活動推進センター (クールアースいばらき)

担当：梶川、小島

TEL : 029-248-7431 FAX : 029-240-1270

E-mail : ibaonse@kankyokanri.or.jp